

**第86号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例**

**第87号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例**

**1 特別給（期末手当）の年間支給月数の改正**

**【学校教育職員および幼稚園教育職員】**

特別区人事委員会勧告に基づき、特別給（期末手当）の年間支給月数を  
0.15月（幼稚園再任用職員は0.05月）引き下げる改正を行う。

I 引下げ分は全て期末手当に割り当てる。

(1) 一般職員

	現行		改正案
特別給全体 【年間支給月数】	4.60月 (2.40月)	⇒	4.45月 (2.35月)
・期末手当	2.55月 (1.40月)		2.40月 (1.35月)
・勤勉手当	2.05月 (1.00月)		2.05月 (1.00月)

※ ( ) は幼稚園再任用職員

(2) 管理職員

	現行		改正案
特別給全体 【年間支給月数】	4.60月 (2.40月)	⇒	4.45月 (2.35月)
・期末手当	2.15月 (1.20月)		2.00月 (1.15月)
・勤勉手当	2.45月 (1.20月)		2.45月 (1.20月)

※ ( ) は幼稚園再任用管理職員

Ⅱ 令和3年度においては、期末手当の支給月（年3回）のうち3月期の期末手当を引き下げることにより対応を行い、令和4年度からは3月期の引き下げを元に戻し、この引き下げ分を6月期と12月期で按分し支給月数を調整する。

(1) 一般職員

	現行	⇒ ①令和3年度	⇒ ②令和4年度から
<b>期末手当全体</b> 【年間支給月数】	2.55月 (1.40月)	2.40月 (1.35月)	2.40月 (1.35月)
6月期	1.125月 (0.625月)	1.125月 (0.625月)	1.05月 (0.60月)
12月期	1.175月 (0.675月)	1.175月 (0.675月)	1.10月 (0.65月)
3月期	0.25月 (0.10月)	0.10月 (0.05月)	0.25月 (0.10月)
<b>勤勉手当全体</b> 【年間支給月数】	2.05月 (1.00月)	2.05月 (1.00月)	2.05月 (1.00月)
6月期	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)
12月期	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)

※ ( ) は幼稚園再任用職員

(2) 管理職員

	現行	⇒ ①令和3年度	⇒ ②令和4年度から
<b>期末手当全体</b> 【年間支給月数】	2.15月 (1.20月)	2.00月 (1.15月)	2.00月 (1.15月)
6月期	0.925月 (0.525月)	0.925月 (0.525月)	0.85月 (0.50月)
12月期	0.975月 (0.575月)	0.975月 (0.575月)	0.90月 (0.55月)
3月期	0.25月 (0.10月)	0.10月 (0.05月)	0.25月 (0.10月)
<b>勤勉手当全体</b> 【年間支給月数】	2.45月 (1.20月)	2.45月 (1.20月)	2.45月 (1.20月)
6月期	1.225月 (0.60月)	1.225月 (0.60月)	1.225月 (0.60月)
12月期	1.225月 (0.60月)	1.225月 (0.60月)	1.225月 (0.60月)

※ ( ) は幼稚園再任用管理職員

2 施行期日

特別給支給月数の改定（学校教育職員および幼稚園教育職員）

- ① 令和3年度 公布の日（令和3年12月10日予定）に施行する。
- ② 令和4年度から 令和4年4月1日に施行する。

新旧対照表

○学校教育職員の給与に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>	<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>

【第2条による改正】

新	旧
<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の85</u>、12月に支給する場合には<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>	<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p>付 則 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日 から施行する。</p>	

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>

【第2条による改正】

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の85</u>、12月に支給する場合には<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

新	旧
<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。 (第4項から第6項まで省略)</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 (第4項から第6項まで省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付 則</u> この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p>	